

(平成26年11月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

中部（愛知）厚生年金 事案 8725

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月31日から2年1月10日まで

私は、昭和60年からA社に出向していたが、平成元年に出向を解除され、親会社であるB社（現在は、C社）に戻った。その間も勤務は中断せず、給与から保険料を控除されていたはずである。会社の手続ミスにより記録が空白になったと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の回答及びC社から提出された社員経歴表から判断して、申立人は、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社は、「平成元年11月15日付け人事異動により、申立人は子会社への出向を解除されB社勤務となったが、当時は業務引継ぎ等の状況により、異動発令日と実際の赴任日が異なる場合があった。」と証言しており、雇用保険の記録及び申立人の後任としてB社からA社に異動になった同僚の健康保険厚生年金保険被保険者の記録から判断して、平成2年1月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録及び平成元年12月の法改正から判断すると、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年7月18日

私は、申立期間において、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①は賞与の記録が無く、申立期間②は年金額に反映されない賞与の記録となっている。申立期間について、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された普通預金取引明細表により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書等により、これらの同僚は、申立人と同日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控

除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る当該期間の標準賞与額については、上記普通預金取引明細表に記載された賞与振込額及び複数の同僚から提出された賞与明細書等から推認できる厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書等により、これらの同僚は、申立人と同日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る当該期間の標準賞与額については、上記預金通帳の写しに記載された賞与振込額及び複数の同僚から提出された賞与明細書等から推認できる厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行った旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3779

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの期間、同年5月、同年7月、同年9月、同年11月、7年12月、9年5月から同年7月までの期間、10年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から6年3月まで
② 平成6年5月
③ 平成6年7月
④ 平成6年9月
⑤ 平成6年11月
⑥ 平成7年12月
⑦ 平成9年5月から同年7月まで
⑧ 平成10年2月及び同年3月

私の国民年金加入手続については、父親が平成3年4月頃に行ってくれたと思う。父親は、役所の年金課から、私の国民年金保険料の未納分を納付するようにと連絡があり、その金額は30万円以上だったので分割の納付書を送付してもらい、金融機関で納付したこともあったし、未納なく保険料を納付していたはずだと言っている。20年も前のことなので父親は詳細を覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、加入手続及び保険料納付については高齢のため覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年3月12日に払い出されており、申立人に

対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が初めて行われ、この加入手続の際に、申立人の資格取得日を遡って、3年4月1日（学生が国民年金の強制加入被保険者とされた日）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥当時において、国民年金に未加入であり、父親は、このうち申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料を現年度保険料として納付することはできなかつたものと考えられるほか、当該加入手続時期（8年3月頃）を基準とすると、申立期間①のうち、3年4月から6年1月までの保険料については、既に2年の時効が成立していたことから、当該期間に係る納付書が作成されたとは考え難く、父親は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、前述の国民年金加入手続時期（平成8年3月頃）を基準とすると、申立期間①のうち6年2月、同年3月、申立期間②、③、④及び⑤については、過年度保険料として遡って納付することが可能であり、申立期間⑥、⑦及び⑧については、現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。しかしながら、オンライン記録によると、申立人の国民年金加入期間において国民年金保険料が納付済みとされている期間については、その大半が過年度保険料として遡って納付されており、申立期間②、③、④、⑤及び⑥前後の期間、申立期間⑦直後の期間並びに申立期間⑧直前の期間の保険料については、全て2年の時効成立間際に納付されていることが確認できる。このことから、申立期間①のうち6年2月、同年3月、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の保険料については、時効のため納付できなかつた可能性も考えられる。

加えて、申立期間は8期間に及び、これら多数の期間において記録漏れ、記録誤りが生じるとは考え難いところ、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3780

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から47年3月まで

私が20歳になった頃、父親から「あなたも年金に加入する義務があるので、きちっとしたお給料がもらえるようになるまでは、国民年金保険料を払ってあげるから、できるだけ早く自分で払うように。」と言われ、その後、「ちゃんと払っておいたよ。」と言われたことを覚えている。父親は、別の会社に勤めている頃に経理を担当しており、金銭に関してはとてもきちっとした人であったので、私が年金を受給する頃に、申立期間の保険料が未納であると言われても信じ難い。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立人の加入手続及び申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月頃に元夫と連番でA市B区において払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って44年*月*日(20歳到達日)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であったことから、父親が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述の国民年金加入手続時期(昭和47年4月頃)を基準とすると、申立期間のうち、44年8月から同年12月までの国民年金保険料については、

既に2年の時効が成立しており、父親が当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間のうち、昭和45年1月から47年3月までの国民年金保険料については、過年度保険料あるいは現年度保険料として納付することが可能であったものの、i) 申立人は、父親から申立期間の保険料を納付していたと言われたことを覚えているとしているのみで、その保険料額や納付場所については不明としていること、ii) 申立人は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていた元夫についても、申立人と同様に申立人の父親が保険料を納付してくれていたのではなかろうかとしているところ、オンライン記録によると、元夫についても、加入手続(同年4月頃)後に、遡って国民年金の被保険者資格を取得した期間の保険料については、遡って納付されていた形跡は見当たらず、申立人と同様に加入手続時の同年4月から保険料が納付されていること、iii) 申立人は、所持している国民年金手帳については同年4月10日付けで発行されている1冊のみであるとしており、その手帳では昭和46年度以降の国民年金印紙検認記録欄が確認できるところ、申立期間のうち、44年8月から46年3月までの保険料については、印紙検認記録欄が無いいため納付状況は確認できず、申立期間のうち、同年4月から47年3月までの保険料については、印紙検認記録欄はあるものの、納付されていた形跡は見当たらないことから、父親が申立人に係る申立期間のうち、45年1月から47年3月までの保険料を納付していたとまでは推認することができない。

このほか、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（富山）国民年金 事案 3781

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から55年1月まで

私は、昭和47年9月頃にA郡B町役場（現在は、C市役所）で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料については、郵送された納付書により、毎月、同町役場で納付していた。保険料の納付金額は、はっきり覚えておらず、納付を証明するものも無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年9月頃に国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は納付書により役場で毎月納付していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年2月頃にB町で払い出されたと推認され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の加入手続が初めて行われ、その手続の際に、同年2月7日に任意加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和47年9月から50年12月までの期間及び51年9月から55年1月までの期間については、元夫は厚生年金保険被保険者であったことが確認できるため、申立人は当該期間において国民年金の任意加入対象者に該当していたところ、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、上述の加入手続時期（55年2月頃）において、申立人は、当該期間の被保険

者資格を遡って取得し、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和51年1月から同年8月までの期間については、元夫は被用者年金制度（厚生年金保険等）の被保険者ではないことから、申立人及びその元夫は制度上、国民年金の強制加入対象者となる。しかし、仮に申立人が国民年金被保険者であった場合、申立人は、元夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年1月に国民年金の強制加入被保険者として、その後、元夫が厚生年金保険被保険者資格を取得した同年9月に任意加入被保険者としてそれぞれ種別変更手続を行う必要があったものの、これらの手続を行った記憶は無いとしている上、当該期間については、元夫も国民年金に未加入であることから、申立人が当該期間において国民年金に加入していたとは考え難い。

加えて、B町の国民年金被保険者名簿の備考欄に「55. 2. 7 夫に手帳交付」と記載されていることが確認でき、D市によると、これは、昭和55年2月7日に申立人の加入手続が行われ、元夫に申立人に係る年金手帳を渡した日であるとしており、同町の国民年金被保険者名簿及び転居後のA郡E町の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、申立人は同年2月7日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得したとされており、申立人の被保険者資格に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月から同年12月まで

私は、婚姻（平成19年2月）を契機に、国民年金保険料の申請免除の承認を受けていた申立期間の保険料を追納しようと思った。そのため、保険料の追納申込みを行い、送られて来た納付書により数回に分けて金融機関で追納した。申立期間の保険料を納付したことを示す領収書は無いが、申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

免除承認期間の国民年金保険料については、追納制度を利用して納付する場合、社会保険事務所（当時）に対して、保険料の追納申込書を提出し、その後、社会保険事務所から申立人に国民年金保険料追納申込承認通知書及び追納の納付書が送付される取扱いとされているところ、日本年金機構によると、申立人に係る申立期間の保険料については、全額免除承認された後、平成19年2月26日に追納の申出がされていることから、申立期間のうち、18年2月及び同年3月の保険料については、20年3月31日を納付期限として、18年4月から同年12月までの保険料については、21年3月31日を納付期限としてそれぞれ1か月ごとの納付書が発行されたとしている。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成19年2月以降に、数回に分けて金融機関で追納したとしているところ、追納するための納付書の受領時期、納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人が金融機関で国民年金保険料を数回に分けて追納したとしてもかかわらず、複数回にわたる記録漏れ、記録誤りが生ずる可能性は少ないことから、そのいずれもが年金記録から欠落したとは考え難いほか、社会保

険庁（当時）が発行した平成 19 年分から 21 年分までの社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の記録においても、その納付された金額の中には、追納された保険料相当額は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したとする時期は、保険料収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、機械作成による納付書の発行、収納機関からの電磁的データによる納付通知の収録など、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、申立期間について、保険料の収納及び記録管理における事務的誤りがあったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。